

返戻金制度に関する事項

弊社の紹介により求人施設が採用した求職者が、本人の責による解雇または自己都合により退職した場合は、弊社は求人施設に報酬を次の基準に基づき返戻するものとします。ただし、返戻請求は当該求職者が退職した日の翌月末日までに行うものとし、翌々月 1 日以降は、理由の如何を問わず、コンサルティング料の返戻請求はできないものとします。

<返戻基準>

入職後1ヶ月未満の場合 80%

入職後1ヶ月以上3ヶ月未満の場合 50%

入職後3ヶ月以上6ヶ月未満の場合 10%

株式会社ベリ・マッチ